

仮換地に関する情報の窓口業務における取扱いマニュアル

平成17年4月1日に個人情報の保護に関する法律が完全施行されたことに伴い、土地区画整理事業に係る証明事務処理要綱及び仮換地に関する情報の閲覧等については、次のように取扱うものとする。

- 1 土地区画整理法第84条第1項関係を同条第2項の規定により取扱うもの
次にあげる(ア)～(カ)は利害関係者の請求により閲覧、謄写又は複写できる。
 - (ア) 規準、規約、定款又は施行規程
 - (イ) 事業計画に関する図書
 - (ウ) 換地計画に関する図書
 - (エ) 行政庁の認可その他の処分を証する書類（土地区画整理法施行令第73条）
 - (オ) 確定選挙人名簿及び土地区画整理審議会の意見を記載した書類（同条）
 - (カ) 施行地区内の宅地について権利を有する者の氏名及びその権利の内容を記載した簿書（同条）

- 2 法第84条第2項を準用し取扱うもの
 - (1) 仮換地調書の閲覧
権利者による請求があるとき該当土地のみ閲覧できる。
代理人については委任状が必要である。
調書の内容：所有者、従前地、仮換地、地積、地目、減歩率
 - (2) 仮換地図（従前地番入）の閲覧、謄写又は複写
誰でも可能。
 - (3) 法的手続きに必要なものの閲覧、謄写又は複写
権利者より請求があるとき該当土地のみ閲覧、謄写又は複写できる。
代理人については委任状が必要である。
法的手続きとは、登記類、農地転用等をいう。
 - (4) 仮換地証明書の発行
「土地区画整理事業に係る証明事務処理要綱」により行う。
代理人については委任状が必要である。
1通につき仮換地5筆まで証明できる。1通あたり350円
1権利者が6筆以上所有していて、全部事項の証明が必要なときは2枚以上になることを説明し、申込書に2枚（必要枚数）と記入し、証明番号には枝番をつける。